

平成28年度

県民交通災害共済

県内全市町村で運営する助け合いの制度

2月1日より平成28年度の 加入受付開始

いつでもどなたでも加入できます

年会費

一般

900円

中学生以下 500円

※平成28年4月1日現在で中学生以下の方

途中加入の場合
9月30日以降半額

共済期間

平成28年4月1日～
平成29年3月31日

※平成28年4月1日以降
加入の場合は、申込日の翌日から
平成29年3月31日まで

請求期間

事故日の
翌日から起算して
2年以内

見舞金

最高

100万円

(死亡)

死亡見舞金……100万円
傷害見舞金…2～30万円
身障見舞金……50万円

交通事故で死傷した方に
見舞金をお支払いします

通院(入院)

3日目

から!

お申込み・お問い合わせは

居住地の市役所・町村役場へ

見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※治療実日数とは、入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数をいいます。
※共済見舞金は、その災害の等級(10等級)に応じて給付しますが、上位の等級(死亡を含む)に移行したときは、給付すべき共済見舞金と既に内払いした共済見舞金との差額を請求により給付します。

平成26年度共済事業の状況

収入	加入者数	185,482人
	会費収入額	150,558千円
	繰入金	25,373千円
支出	見舞金給付件数	1,741件
	見舞金給付金額	162,740千円
	印刷費・PR費・事務費	13,191千円

◎加入申込み方法及び共済期間

所定の申込書に記入のうえ、会費を添えて居住地の市役所・町村役場等に申込んで下さい。団体で加入する方法もありますので、市役所・町村役場でご相談下さい。

平成28年度の加入受付は2月1日からとなります。

共済期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。

◎対象となる交通事故

共済期間中に日本国内の道路上等を運行中の自動車、バイク、自転車等の接触、衝突、転落、転覆などの事故にともなう人の死傷。

◎交通事故にあったら

交通事故にあったとき(自損事故も含む)は、すぐに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センター所長発行の交通事故証明書を交付してもらるようにして下さい。(センター所長発行の事故証明書がないと見舞金が制限されます。)

ただし、次の様な事故等の場合は、共済見舞金は給付できません。

●共済見舞金の全部

- ①会員若しくは見舞金受取人の故意による事故。
- ②会員が無免許、酒気帯び運転中生じた事故、又はその事実を承知で同乗していた事故。
- ③地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故。

●共済見舞金の全部又は一部

- ①正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき。
- ②会員又は見舞金受取人の重大な過失による事故。
- ③その他法令に違反し組合長が不適当と認める事故。

加入については、二重加入はできません。